

無差異、表張網代青地黃ノ文、下張白紙四方ニ懸簾例青地革緒也

力者一手昇之著白直垂、一手ト號スルハ六人也、前後各三人昇之三人之内中央ハ如常懸網、於肩昇之、其左右兩人ハ只取長柄也、前後共同之遠所之時ハ、二手モ三手モ可召具也、一手之外ハ、只輿ノ前後ニ走行也、僧俗同之、長途之間相替昇之、

或抄云、四方輿ニハ自傍下乘之左便宜依、若自傍無便ニハ自前可下也、四方輿ヲ簾ヲバ前ヘ一面揚之三面ハ人相遇之時下ス也、

今案常儀上三方簾不<sub>上</sub>後方簾也、又自傍下乘事、

〔尺素往來〕夜前於或方不慮陪講演之席候略中音聲者秦長榮之舍弟、其外別當供僧等、面々行班、盡善盡美、或令駕新車強牛、或又見昇諸四方輿○下

〔貞丈雜記七〕四方輿と云は、前に書置たるむねたてのこしの事也、室町記應永三十年十一月二日の記文に、自善法寺御社參、御淨衣四方輿、二人白役人淨衣とあり、四方輿と名付る事は、こしのやねの四方にむねを立る故也、

〔長門本平家物語〕あるとき法皇河白得長壽院に御かうなりたり、八十有餘ばかりなる老僧のかうべには雪をいたゞき白髮をひ、額には四海の波をたみ、腰ふたへにして、杖にすがり蓑笠きたるが、ひらあしだはきて總門より來りんす○中さるほどに既に御供養の日にも成にければ、彼聖のもとへ四方ごしをむかへにつかはす、

〔秋の夜の長物語〕袁天ぐばけもの成とも、われらをとりて、ひえの山へのぼせよかしといひて、唐崎の松の木陰にて、やすみゐたるところに、年のいとたけたる山伏の、四はうごしにのりたりけるが、こしをまへにかきすゑさせて○下

〔光嚴院御記〕元弘二年三月七日丙子、今日已刻許、先帝醒○令進發給、自六波羅出御○中今度御輿、